

## 広告物

### 34

#### 白抜き例

番号が白抜きとなっている事項は、屋外広告物条例に基づく規格となります。これに適合しない屋外広告物は許可されません。それ以外の事項については誘導基準となっています。屋外広告物を掲出する場合は、ここで記述されていない全市的な規格がありますので、屋外広告物条例を確認してください。

#### 基本事項

### 31

広告物は、築地地区のイメージを高めるよう優れたデザインとする。

屋外広告物は都市景観を形成する重要な要素です。魅力ある都市空間とするため、個々の広告物のデザインを優れたものにするだけでなく、街並みや建築物等に調和したものとするよう努めてください。

### 32

広告物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、街並みと調和したものとし、秩序ある掲出を行う。

## 広告物

### 色彩など

**33** 高彩度色及び蛍光色は、使用する面積を抑え、アクセントとして効果的に用いるなど注意して使用する。

**34** 表示面の上端の高さを地上10m以上とする場合又は表示面積が $10\text{m}^2$ を超える場合は、以下のとおりとする。

- ・彩度14を超える色は使用しない。
- ・彩度12を超える色は、表示面積の1/3以上又は地色には使用しない。

ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。



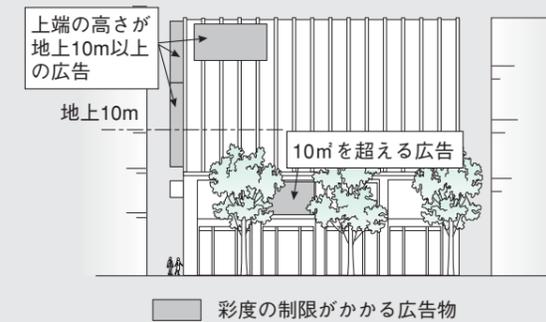
**35** 補色関係など刺激の強い配色をする場合は、彩度を下げるなど注意して使用する。

補色関係とは、赤と緑、紫と黄などのコントラストの一番強い色の組合せをいいます。コントラストの強い配色をすると、互いに強調し合い、彩度が上がったように見えるので、使用には十分配慮してください。

**36** 文字や図柄は、バランス良く配置する。また、雑然とした印象を与えないよう、使用する色数や文字の量に注意する。

高彩度色とは、彩度12を超える色を目途とします。高彩度色や蛍光色などの目立ちやすい色は、周辺の街並みや広告物等から浮き出てしまい、不調和となるおそれがありますので、最小限にとどめてください。

地色とは、文字や図柄以外の部分で、主に背景となる色をいいます。



### 照明など

**37** 点滅する広告物、輝度に変化する広告物、表示に動きのある広告物又は音響を伴う広告物は設置しない。

ただし、周辺環境への十分な配慮を行うもので、公共性の高いものや景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

**38** 周辺の景観を損なわないように、広告照明の方向及び照度などは十分注意する。

### 電光表示装置

**39** 電光表示装置を使用する広告物は設置しない。

電光表示装置とは、電光ニュースその他の電光表示装置および映像（レーザー光線による場合を含む）により建築物又は工作物の壁面に直接表示される広告物をいいます。

ただし、表示に動きがないなど、周辺環境への十分な配慮を行うもので、公共性の高いものや景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

### 屋上広告

**40** 屋上広告は設置しない。

ただし、街並みと調和するようデザインに配慮されていると市長が特に認めたもの、又は1つの表示面の表示面積が $5\text{m}^2$ 以下で、下端の高さが5m以下のものについては、この限りではない。

屋上広告とは、建築物の屋上に設置する広告塔および広告板のことをいいます。

屋上広告が設置されると、建築物の外観に三角デザインを取り入れ、リズム感と楽しさを演出している街並みが壊れてしまいます。別の方法での掲出を検討してください。

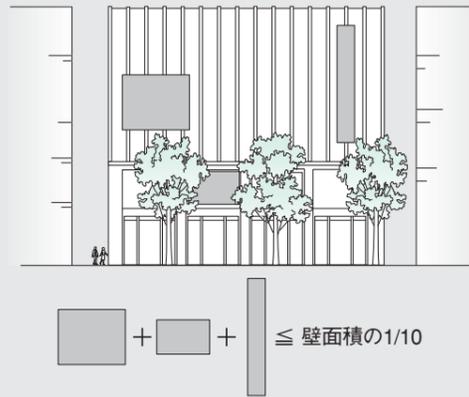
## 広告物

## 壁面広告

**41** 壁面広告の表示面積は、一壁面につき壁面積の1/10以下とする。

ただし、一壁面の面積が100m<sup>2</sup>未満の建築物については、表示面積の合計を10m<sup>2</sup>以下とする。

壁面広告とは、建築物又は工作物の壁面を利用して設置される広告物をいい、懸垂幕なども含まれます。  
壁面積とは壁面の鉛直投影面積のことをいい、その算定にあたっては、壁部分だけではなく、窓、開口部も含めることとします。



街並みとの調和に配慮された例

**42** 窓面を利用した広告物は街並みとの調和に配慮する。

## 突出広告（江川線に面するものに限る）

**43** 高さ2.5mを超える地上広告がある場合は、設置しない。

ただし、1つの表示面の表示面積が1m<sup>2</sup>以下で、下端の高さが2.5m以上のもの又は街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

突出広告とは、建築物又は工作物の側面に突出する広告物をいいます。  
地上広告が設置されている場合に突出広告の設置を制限することにより、広告物の氾濫をふせぎ、街並みの連続性の確保を目指します。

**44** 突出幅は、建築物の壁面から1m以下とする。

**45** 1つの表示面の表示面積は、4m<sup>2</sup>以下とする。

ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

**46** 下端の高さは、4m以上とする。

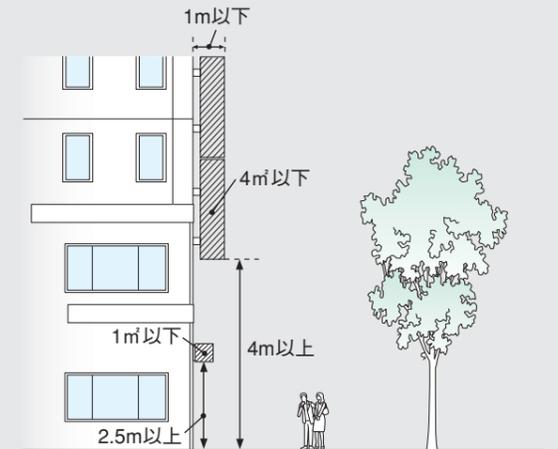
ただし、1つの表示面の表示面積が1m<sup>2</sup>以下で、下端の高さが2.5m以上のもの又は街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

**47** 一壁面には、一列にまとめて設置する。

ただし、1つの表示面の表示面積が1m<sup>2</sup>以下で、下端の高さが2.5m以上のものについては、この限りでない。

**48** 一列にまとめて設置する突出広告の形態、意匠、色彩などは、統一感のあるものとするよう努める。

突出幅とは、取り付ける壁面からの出幅をいいます。  
突出幅をおさえることによって、圧迫感を減らすとともに、一定の下端の高さを確保することで、歩行者空間の広がりを確保します。



一列に設置された広告は、地色を統一するなどすっきりとしたイメージを与えるよう配慮してください。

広告物

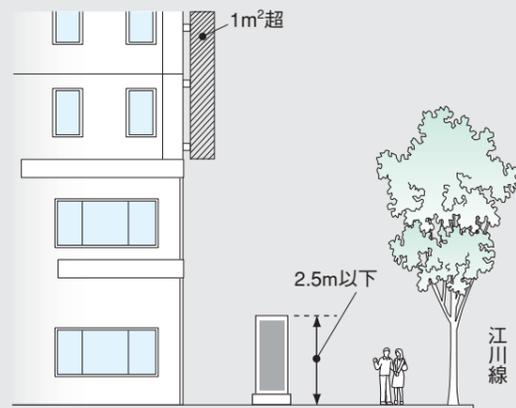
地上広告

49

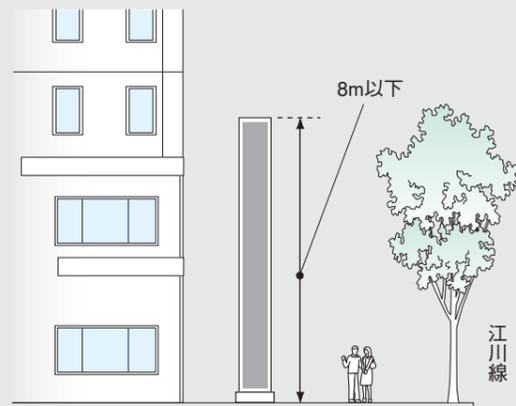
地上からの高さは、江川線に面し、1つの表示面の表示面積が $1\text{m}^2$ を超える突出広告のある場合は $2.5\text{m}$ 以下、それ以外の場合は、 $8\text{m}$ 以下とする。

ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

地上広告物とは、地上に設置する広告塔および広告板のことをいいます。  
突出広告が設置されている場合に地上広告の高さを制限することにより、広告物の氾濫をふせぎ、街並みの連続性の確保を目指します。



1つの表示面の表示面積が $1\text{m}^2$ を超える突出広告のある場合



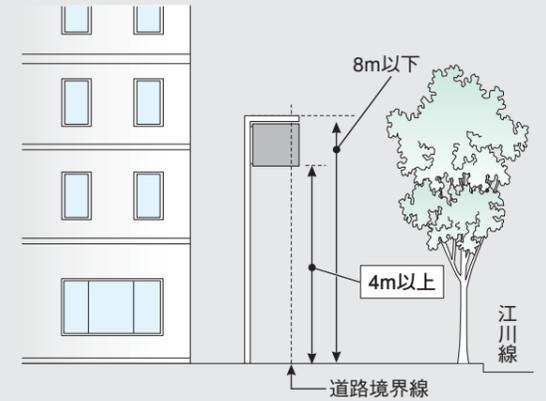
突出広告のない場合又は1つの表示面の表示面積が $1\text{m}^2$ 以下で下端の高さが $2.5\text{m}$ 以上の突出広告のある場合

50

江川線上空に突き出すものは、下端の高さを $4\text{m}$ 以上とする。

ただし、1つの表示面の表示面積が $1\text{m}^2$ 以下で、下端の高さが $2.5\text{m}$ 以上のものについては、この限りでない。

一定の下端の高さを確保することで、歩行者空間の広がりを確保します。



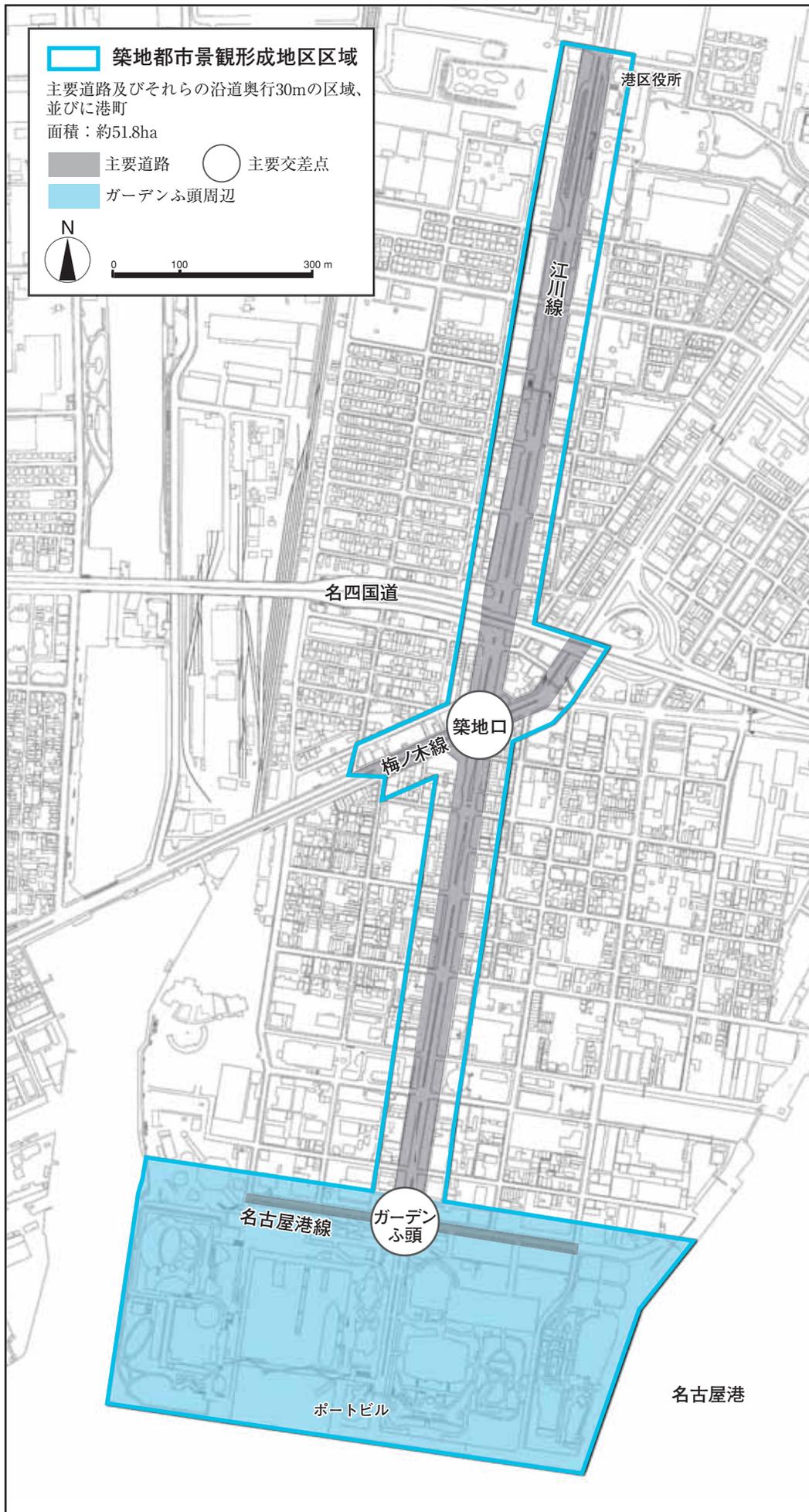
置き看板・広告旗など

51

置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない。

道路上に置き看板やのぼり旗などを置くことは法律で禁止されています。これらは、街の景観を損ねるだけでなく、歩行者の安全性からも問題となりますので、敷地内に収めて設置してください。





## 都市景観形成地区の内外にまたがる場合の基準の適用



### 建築物

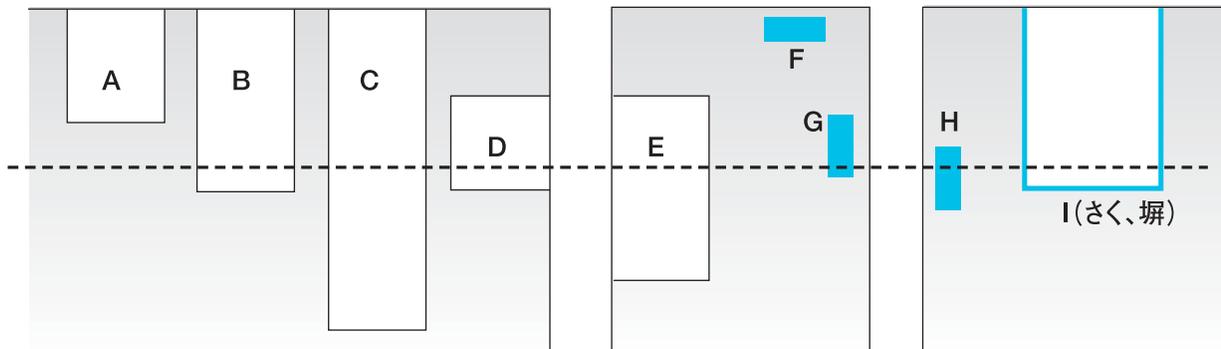
- ・敷地が主要道路に面しているもの
- ・敷地の過半が地区内にあるもの

A、B、C、Dの場合 … 基準を適用します。  
Eの場合 …………… 基準を適用しません。

### 工作物

- ・主要道路に面しているもの
- ・地区内に設置するもの

F、G、H、Iの場合 …………… 基準を適用します。



### 広告物

- ・地区外に設置するものは基準を適用しません  
(ただし、屋外広告物の許可申請は必要となります。)

A、B、C、D、E、F、H、I、K …… 基準を適用します。  
B1、C1、G、J、L …………… 基準を適用しません。

